

政策体系	政策No.	2	政策名	くらし(みどりあふれる快適で暮らし続けたいまちづくり)	施策幹事課	環境衛生課			
	施策No.	2	施策名	地球にやさしい循環型社会の形成	施策幹事課長名	末松 正純			
施策関係課名		地域政策課、市民活動推進課、農政畜産課、林務水産課							
1 基本計画期間(2018年度~2022年度)における施策の方針									
4R活動の普及啓発により、ごみの減量化を推進するとともに、不法投棄の防止やごみ処理施設の安定的な運営等により、廃棄物の適正な処理を推進します。 また、市民及び事業者等に、更なる省エネ活動の実践や再生可能エネルギーの利用を促し、低炭素なライフ・ビジネススタイルの定着を目指します。									
2 施策の成果把握									
①成果指標 (意図の達成度を表す指標)		◎目標達成(100%以上)      △目標を未達成(100%未満)					目標達成の方向性		
		単位	区分	2018年度	2019年度	2020年度		2021年度	2022年度
A	日頃からごみを減らすようにしている市民の割合	%	成り行き値	79.0	79.0	79.0	79.0	79.0	更なる増加を目指します
			目標値	80.0	81.2	82.5	83.7	85.0	
			実績値					75.3	
			達成率					89%	
			結果					△	
B	市民一人1日当たりの家庭系ごみの排出量	g/人日	成り行き値	633.0	633.0	633.0	633.0	633.0	更なる減少を目指します
			目標値	630.0	625.0	624.0	622.0	620.0	
			実績値	629.0	630.9	651.7	636.9		
			達成率	100%	99%	96%	98%		
			結果	◎	△	△	△		
C	リサイクル率	%	成り行き値	18.1	17.6	17.5	17.5	17.4	更なる増加を目指します
			目標値	19.5	19.5	20.0	20.5	21.0	
			実績値	17.6	16.6	17.8	16.7		
			達成率	90%	85%	89%	81%		
			結果	△	△	△	△		
D	再生可能エネルギー導入容量	kW	成り行き値	317,112	329,504	329,504	350,504	350,504	更なる増加を目指します
			目標値	317,141	353,072	357,530	364,579	392,399	
			実績値	306,787	323,101	332,979	341,669		
			達成率	97%	92%	93%	94%		
			結果	△	△	△	△		
E	市の事務事業に由来する温室効果ガス排出量	t-CO2	成り行き値	42,540.68	42,540.68	42,540.68	42,540.68	42,540.68	更なる減少を目指します
			目標値	41,349.0	40,191.0	39,065.0	37,971.0	36,735.0	
			実績値	44,833.7	42,755.4	42,150.4	41,576.6		
			達成率	92%	94%	92%	91%		
			結果	△	△	△	△		
② 成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)				③ 2022年度の目標値設定の考え方					
A 日頃からごみを減らすようにしている市民の割合 ※市民意識調査				A 「日頃からごみを減らすようにしている市民の割合」については、市民意識調査(2017(平成29)年度)によると70.8%となっている。一方、「あまり取り組んでいない市民の割合」が22.5%となっていることから、4Rの普及促進を図ることにより、この割合を改善することを目指し、85%を目標値とする。					
B 市民一人1日当たりの家庭系ごみの排出量 ※市又は市が処分委託するごみの処理施設に搬入されたごみの量から算出(環境省実施の廃棄物処理事業実態調査)。可燃ごみ、不燃・粗大ごみ、資源ごみの合計を人口及び年間日数で除して算出。				B 2018年度は「霧島市ごみ減量化・資源化基本方針の具体的取組」を新たに策定し公表した。今後さらなる4Rや生ごみ3キリ運動の実践、食品ロス削減への取組で620g/人日を目標値とする。					
C リサイクル率 ※資源化量を可燃ごみ、不燃・粗大ごみ、資源ごみの合計で除して算出(環境省実施の廃棄物処理事業実態調査)				C 「リサイクル率」については、2018(平成30)年度は17.6%であり、全国の平均20.2%を下回っている状況にあることから、県の2022(令和2)年度の目標値である21.0%を目標値とする。					
D 再生可能エネルギー導入容量 ※資源エネルギー庁が公表する実績値(年度末実績値は、翌年度7月末頃に公表されるため、前年12月末時点の実績を使用)				D 霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインに基づき、事業計画の届出があったもの、及び事業計画の提出に至っていても、国から事業計画が認定され、市が相談を受けている案件等についても加算し、392,399kwを目標値とする。					
E 市の事務事業に由来する温室効果ガス排出量 ※エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき報告する数値を使用し、数値はエコオフィスプラン支援システムに各施設の電気やガス使用量、公用車の給油量や走行距離を入力し算出する。				E 庁舎内の省エネ対策のより一層の推進や、市内のごみの発生抑制の取組などにより、温室効果ガスの排出量の目標値を第三次霧島市地球温暖化対策実行計画で掲げた対2013(平成25年)年度比14%減の36,735t-CO2を目標値とする。					
F				F					

### 3 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画より)

ごみの分別・資源化は、市民に定着しつつありますが、本市のごみの排出量は増加傾向にあり、山林、河川、海岸等への不法投棄は後を絶たない状況です。また、宅地開発やアパート・マンションの新築等に伴うごみ収集所の新設等により、運搬コストも増大する傾向にあります。このような状況を踏まえ、4Rの推進による廃棄物の減量化や、環境美化推進員、環境保全協会との連携による不法投棄の未然防止対策を強化することにより、ごみ処理施設等の負荷軽減を図るとともに、環境への負荷をできる限り低減した循環型社会を形成していく必要があります。地球温暖化対策は喫緊の課題となっており、2015(平成27)年にはCOP21において、今後の地球温暖化対策の法的枠組みをまとめた「パリ協定書」が採択されました。本市においても、地球温暖化の主な原因とされる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量の削減目標を掲げ、低公害車の導入支援や植林活動、再生可能エネルギー発電設備の導入促進などの取組を進めていますが、さらに、事業者による温室効果ガス排出削減に向けた取組や、ライフスタイルの見直しなど市民一人ひとりの取組を促進していく必要があります。

### 4 施策の現状

#### ①2021年度施策の取組方針

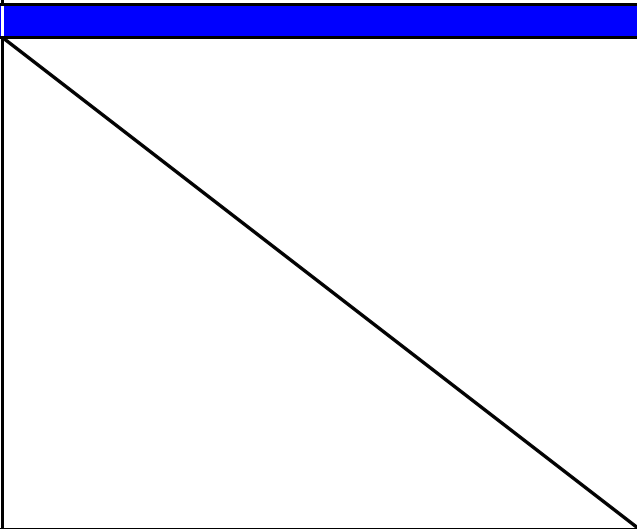
- ごみ減量化・資源化の具体的取組について、出前講座や研修会等の開催を通じて市民に周知を図り、ごみの減量化や資源化についての意識啓発を行う。
- ごみの収集運搬コストの抑制を図るため、新規集合住宅についても既存のごみステーションの利用を促進する。
- 一般廃棄物を適正に処理するため、各一般廃棄物処理施設の管理運営を適切に行う。
- 新たなごみ処理施設の整備を円滑に進める。
- 再生可能エネルギー発電設備の導入促進については、霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン及び霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例に基づく適切な事業計画により、本市の豊かな自然環境、生活環境、景観等の保全に十分配慮し、住民等の理解も得られるよう指導・助言する。
- 造林補助事業等を活用した間伐や再造林、下刈等の森林整備を推進するため、森林施業に対し市費の上乗せ助成を行い、森林所有者の施業意欲の向上、自然環境の保全を図るとともに、森林環境譲与税を活用した事業を積極的に展開し、地球温暖化対策の取組を促進する。

#### ②2021年度の取組方針の達成状況

- 出前講座を6回講開催し、市民への意識啓発を行った。
- 新規集合住宅の事前協議時には、可能な限り既存ごみ収集所の利用を勧め、収集運搬コストの抑制を図った。
- 各一般廃棄物処理施設において安全管理の徹底や適切な維持管理が行われ、一般廃棄物が適正かつ安定的に処理された。
- 新たなごみ処理施設である(仮称)霧島市クリーンセンター整備・運営事業について、敷地造成工事等を進めるとともに、事業者選定を行うなど、計画どおり進めた。
- 災害の防止、健全な生活環境の保全、自然や景観等の保護を図り、より一層、地域と調和した再生可能エネルギー発電設備の導入を促進するため、令和3年6月に、「霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」の改正を行った。
- 地熱発電事業者が提出した事業計画(掘削段階1件・発電設備設置段階1件)について、温泉資源の保護及び適正な利用の観点から、調査検討委員会に諮問を行い、同委員会から答申を受けた。
- 造林補助事業等を活用した間伐や再造林、下刈等の森林整備を推進するため、森林施業に対し市費の上乗せ助成を行い、継続的な森林整備を促進することで、自然環境の保全を図った。また、森林経営管理制度に基づき、隼人、溝辺、横川の一部森林区域の所有者に経営管理に関する意向調査を実施した。更に、地球温暖化対策の取組を促進するため、森林環境譲与税を活用し、県からCO2吸収量・固定量・排出削減量の認証を受けた企業・個人に対し「霧島市森林炭素マイレージ交付金」を交付した。(2021年度交付件数及び金額:15件 1,726千円)

### 5 2022年度施策の取組方針

- ごみ減量化・資源化の具体的取組について、出前講座や研修会等の開催を通じて市民に周知を図り、ごみの減量化や資源化についての意識啓発を行う。
- ごみの分別方法等について、ごみ収集日程表に分かりやすく掲載し、市内の店舗等に配置することで、市民への意識啓発を図る。
- 一般廃棄物を適正に処理するため、各一般廃棄物処理施設の管理運営を適切に行う。
- (仮称)霧島市クリーンセンターの整備を円滑に進める。
- 再生可能エネルギー発電設備の導入促進については、「霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」及び「霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例」に基づく適切な事業計画により、本市の豊かな自然環境、生活環境、景観等の保全に十分配慮し、住民等の理解も得られるよう指導・助言する。
- 造林補助事業等を活用した間伐や再造林、下刈等の森林整備を推進するため、森林施業に対し市費の上乗せ助成を行い、森林所有者の施業意欲の向上、自然環境の保全を図るとともに、森林環境譲与税を活用した事業を積極的に展開し、地球温暖化対策の取組を促進する。



政策体系	政策No.	2	基本事業名	ごみの減量化・資源化	基本事業 主担当課	環境衛生課 市民活動推進課
	施策No.	2				
	基本事業No.	1				

### 1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

家庭ごみの減量化・資源化を推進するため、環境保全協会、地区自治公民館等と連携して、4R活動を推進し、資源の有効活用を図ります。また、市民自らが「ごみの排出者」であることへの認識を促すとともに、リサイクル製品の積極的な利用、買物でのマイバッグの持参、食品の食べきり・使いきり等の普及啓発に努めます。さらに、事業者に対しては、リサイクル製品の製造、販売、使用等や4R活動の推進により廃棄物の排出抑制や減量化を促します。

### 2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

- 2019(令和元)年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が成立し、地方自治体においては、具体的な推進計画を作る努力義務が明記された。
- 「容器包装リサイクル法」の省令が改正され、2020(令和2)年7月からレジ袋が有料化された。
- プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般の中であらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進することを趣旨とした「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、2022(令和4)年度に施行される。

### 3 2021年度基本事業の取組方針

- ごみ減量化・資源化の具体的な取組について、出前講座や研修会等の開催を通じて市民に周知を図り、ごみの減量化や資源化についての意識啓発を行う。
- 生ごみによるごみ処理施設の負担軽減及び経費節減を図るため、水きり運動や生ごみ処理の意識啓発を行う。電気式生ごみ処理機の購入経費の一部を補助する「家庭ごみ減量化対策機器等購入補助事業」の周知に努め、生ごみのリサイクル及び減量化を推進する。
- 市民や事業者に、ホームページや広報誌を通して、本市の廃棄物処理の現状を周知することで、廃棄物の排出に関する意識啓発に努め、ごみの減量化やリサイクル率の向上を図る。

### 4 2021年度の取組達成状況

- 出前講座(6回)を通して、ごみの減量化や資源化について市民の意識啓発を行った。
- 電気式生ごみ処理機の購入補助金については、2021年度から上限額を20,000円に変更し、より多くの市民へ補助できるようにした。実績は、2020(令和2)年度の29件に対し、2021年度は霧島市環境保全協会の協力もあり、37件と増加している。今後も啓発に努めていく。
- 2021年度は広報誌でコラム「地球にECO(い〜こ)」の連載を行い、積極的に廃棄物の排出に関する意識啓発を行なった。

### 5 2022年度基本事業の取組方針

- ごみ減量化・資源化の具体的な取組について、出前講座や研修会等の開催を通じて市民に周知を図り、ごみの減量化や資源化についての意識啓発を行う。
- 生ごみによるごみ処理施設の負担軽減及び経費節減を図るため、水きり運動や生ごみ処理の意識啓発を行う。電気式生ごみ処理機の購入経費の一部を補助する「家庭ごみ減量化対策機器等購入補助事業」と霧島市環境保全協会が行っている生ごみ処理容器の助成の周知に努め、生ごみのリサイクル及び減量化を推進する。
- 市民や事業者に、ホームページや広報誌を通して、本市の廃棄物処理の現状を周知することで、廃棄物の排出に関する意識啓発に努め、ごみの減量化やリサイクル率の向上を図る。

政策体系	政策No.	2	基本事業名	ごみの適正な排出・処理	基本事業 主担当課	環境衛生課
	施策No.	2				
	基本事業No.	2				

**1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)**

ごみの適正な排出を推進するため、ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」等の周知啓発を行うなど、分別収集活動の支援に努めます。また、環境美化推進員や環境保全協会と連携して環境パトロールを行い、不法投棄の未然防止に努めます。さらに、ごみ処理施設等の適正な維持管理に努め、安定的で効率的な廃棄物処理を行うとともに、近年のごみ搬入量の増加や施設の老朽化等に対応するため、必要な措置を講じます。

**2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか？**

- 人口の減少や高齢化によりごみの発生量は減少が見込まれる一方、人口減により増加する空き家・空き店舗等を処理せざるを得ない状況が増え、処分責任(所有者等)が不明確な廃棄物が増加することが懸念されている。
- 地域住民の共同体としての機能低下や高齢化によるごみステーション運営等が困難な地域の増加、ごみ出しが困難な高齢者の増加、地域から孤立する中、ごみを家に溜め込んでいくごみ屋敷の問題、不法投棄の増加などが懸念される。
- 気候変動の影響により地球規模で災害が頻発化・激甚化している。また、東日本大震災クラスの大規模震災の発生も懸念されている。このような災害時に発生する災害廃棄物の処理体制を構築していくことが求められている。
- 2003(平成15)年4月から稼働している敷根清掃センターについては、老朽化が進んでいるため、2018(平成30)年3月に施設整備に関する基本方針を定め、2026(令和8)年3月の供用開始を目指して、2019(令和元)年度から施設の更新に着手した。
- 新たなごみ処理施設の整備に伴い、横川・牧園地区のごみ処理を国分・溝辺・霧島・隼人・福山地区のごみ処理と一本化するため、2023(令和5)年3月に伊佐北始良環境管理組合から脱退する。

**3 2021年度基本事業の取組方針**

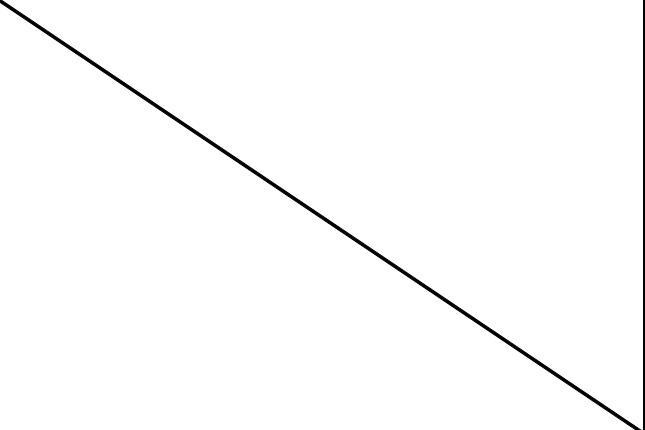
- ごみの収集運搬コストの抑制を図るため、新規集合住宅についても既存のごみステーションの利用を促進する。
- 災害時のごみ処理については、災害廃棄物処理計画を適宜見直し、災害発生に備える。
- 不法投棄を未然に防止するため、広報誌等で不法投棄防止を呼び掛け、また環境美化推進員や環境保全協会と協力して環境パトロールを行い、発見した不法投棄については適正に処理するとともに、投棄者が判明した場合には関係機関と連携し適切な指導を行う。
- 一般廃棄物を適正に処理するため、各一般廃棄物処理施設の維持修繕を適切に行うとともに、環境基準を遵守する。また、さらなる住民サービスの向上やコスト削減を図るため、指定管理者制度を活用し適切な管理運営を行う。
- 中長期にわたり安定的な施設運営ができるよう施設の維持・整備について検討を進めるとともに、新たなごみ処理施設の整備について敷地造成等を進める。

**4 2021年度の取組達成状況**

- 新規集合住宅の事前協議時には、可能な限り既存ごみ収集所の利用を勧め、収集運搬コストの抑制を図った。
- 災害時のごみ処理については、災害廃棄物等の処理に関する協定を大栄環境株式会社と締結した。今後は詳細な打ち合わせを行い万が一に備える。
- 環境美化推進員や環境保全協会と協力して環境パトロールを実施した。不法投棄多発箇所へ看板設置を行った。これにより、不法投棄の未然防止、早期発見が図られた。また、投棄者が判明した事案については個別指導を行い、不法投棄の件数削減に努めた。
- 一般廃棄物を適正に処理するため、各一般廃棄物処理施設において適切な修繕を行い、大気、水質その他環境基準に沿った運営が図られた。指定管理者制度導入施設についても、各指定管理者による適切な点検や、定期補修を行うなど、住民サービスの向上に向けた管理運営を行った。
- 中長期にわたり安定的な施設運営ができるよう施設の維持・整備について検討した。また(仮称)霧島市クリーンセンター整備・運営事業において、敷地造成工事等を進めるとともに、事業者選定を行うなど、事業を計画どおり進めた。

**5 2022年度基本事業の取組方針**

- ごみの分別方法等について、ごみ収集日程表に分かりやすく掲載し、市内の店舗等に配置することで市民への意識啓発を図る。
- ごみの収集運搬コストの抑制を図るため、新規集合住宅についても既存のごみステーションの利用を促進する。
- 災害時のごみ処理については、災害廃棄物処理計画を適宜見直し、災害の発生に備える。
- 不法投棄を未然に防止するため、広報誌等で不法投棄防止を呼びかけるとともに、環境美化推進員や環境保全協会と協力して環境パトロールを行う。また、不法投棄を発見した際は適正に処理し、投棄者が判明した場合には関係機関と連携し適切な指導を行う。
- 一般廃棄物を適正に処理するため、各一般廃棄物処理施設の維持修繕を適切に行うとともに、環境基準を遵守する。また、さらなる住民サービスの向上やコスト削減を図るため、指定管理者制度を活用し適切な管理運営を行う。
- 中長期にわたり安定的な施設運営ができるよう施設の維持・整備について検討を進めるとともに、(仮称)霧島市クリーンセンターの建設を進める。



政策体系	政策No.	2	基本事業名	地球温暖化対策の推進	基本事業 主担当課	環境衛生課 地域政策課 林務水産課
	施策No.	2				
	基本事業No.	3				

**1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)**

本市の豊かな自然環境、生活環境、景観等の保全に十分配慮し、住民等の理解が得られた、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギー発電設備について導入を促進します。  
また、環境教育・環境学習の充実や環境情報の提供などにより、環境に配慮したライフスタイルへの転換を促し、家庭や事業所における温室効果ガスの抑制を図ります。  
さらに、間伐等により、森林の適切な管理を促進するとともに、地域住民や企業など、多様な主体による市民参加の森林づくりを推進します。

**2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?**

■地球温暖化は、経済社会活動、市民生活全般に深く関わることから、市民、事業者、行政が一体となって対策に取り組む必要がある最も重要な環境問題の一つである。  
■2018(平成30)年3月に策定した第三次霧島市地球温暖化対策実行計画(霧島市役所事務事業編)では、2022(令和4)年度における温室効果ガス排出量を2013(平成25)年度比で14%以上削減する目標を掲げており、令和4年度に中間見直しを行う予定である。  
■国は、2020(令和2)年10月に、2050(令和32)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言した。また、2021(令和3)年4月には、2050年カーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として、2030(令和12)年度に温室効果ガスを2013(平成25)年度から46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けることを表明した。  
■出力4万kW以上の太陽光発電設備の設置については、2020(令和2)年4月1日から、環境影響評価法に基づく環境アセスメントの実施が義務付けられ、また、国が「太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則」を定めたことに伴い、県は、同年4月1日から林地開発に係る審査基準の見直しを行った。加えて、2022(令和4)年4月1日から、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」が施行されることとなり、太陽光発電を含む再生可能エネルギー発電設備の設置に関し、国・県において、環境保全や災害防止等の観点から必要に対応がなされることとなった。  
■地球温暖化への対策として、森林は二酸化炭素の吸収源として期待されている。

**3 2021年度基本事業の取組方針**

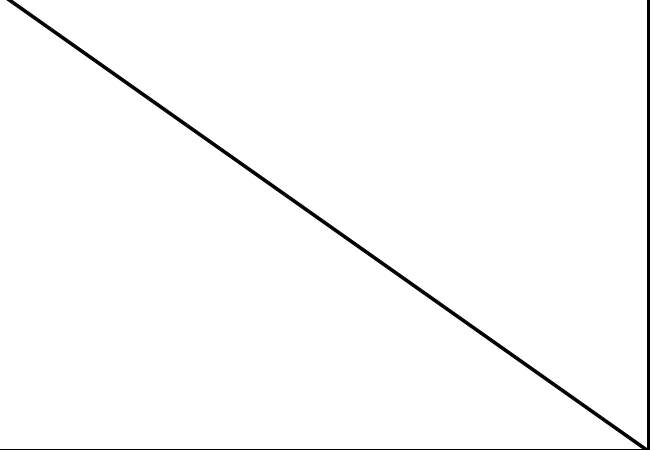
■「霧島市地球温暖化対策実行計画(霧島市役所事務事業編)」に基づき、クールビズや昼休み時の一斉消灯等の実施による温室効果ガスの発生抑制に取り組むとともに、2020(令和2)年度の検討結果に基づき、新たな地球温暖化対策の事業化を目指す。  
■引き続き、省エネモデル住宅の見学を通して、市民に対して省エネ対策の啓発や地球温暖化対策に関する意識向上を図る。  
■再生可能エネルギー発電設備の導入促進については、「霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」及び「霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例」に基づく適切な事業計画により、本市の豊かな自然環境、生活環境、景観等の保全に十分配慮し、住民等の理解も得られるよう指導・助言する。  
■引き続き、出前講座や環境学習を通して、市民の地球温暖化対策への意識向上を図る。  
■造林補助事業等を活用した間伐や再造林、下刈等の森林整備を推進するため、森林施策に対し市費の上乗せ助成を行い、森林所有者の施策意欲の向上、自然環境の保全を図るとともに、森林環境譲与税を活用した事業を積極的に展開し、地球温暖化対策の取組を促進する。

**4 2021年度の取組達成状況**

■「霧島市地球温暖化対策実行計画(霧島市役所事務事業編)」に基づき、クールビズや昼休み時の一斉消灯を実施し、省エネ対策や温室効果ガスの発生抑制に取り組んだ。また、新たな地球温暖化対策については事業化に至らなかった。  
■省エネモデル住宅の見学(3,896人)を通して、市民に対し省エネ対策の啓発や地球温暖化対策に関する意識向上を図った。  
■災害の防止、健全な生活環境の保全、自然や景観等の保護を図り、より一層、地域と調和した再生可能エネルギー発電設備の導入を促進するため、令和3年6月に、「霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」の改正を行った。  
■地熱発電事業者が提出した事業計画(掘削段階1件・発電設備設置段階1件)について、温泉資源の保護及び適正な利用の観点から、調査検討委員会に諮問を行い、同委員会から答申を受けた。  
■地球温暖化対策に関する出前講座(2回)、緑のカーテン普及啓発事業等の環境学習(2回)を実施し、市民の意識向上に取り組んだ。  
■造林補助事業等を活用した間伐や再造林、下刈等の森林整備を推進するため、森林施策に対し市費の上乗せ助成を行い、継続的な森林整備を促進することで、自然環境の保全を図った。また、森林経営管理制度に基づき、隼人、溝辺、横川の一部森林区域の所有者に経営管理に関する意向調査を実施した。更に、地球温暖化対策の取組を促進するため、森林環境譲与税を活用し、県からCO2吸収量・固定量・排出削減量の認証を受けた企業・個人に対し「霧島市森林炭素マイルージ交付金」を交付した。(2021年度交付件数及び金額:15件 1,726千円)

**5 2022年度基本事業の取組方針**

■「霧島市地球温暖化対策実行計画(霧島市役所事務事業編)」に基づき、クールビズや昼休み時の一斉消灯等の実施による温室効果ガスの発生抑制に取り組むとともに、同計画の中間見直しを行う。  
■引き続き、省エネモデル住宅の見学を通して、市民に対して省エネ対策の啓発や地球温暖化対策に関する意識向上を図る。  
■再生可能エネルギー発電設備の導入促進については、「霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」及び「霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例」に基づく適切な事業計画により、本市の豊かな自然環境、生活環境、景観等の保全に十分配慮し、住民等の理解も得られるよう指導・助言する。  
■引き続き、出前講座や環境学習を通して、市民の地球温暖化対策への意識向上を図る。  
■造林補助事業等を活用した間伐や再造林、下刈等の森林整備を推進するため、森林施策に対し市費の上乗せ助成を行い、森林所有者の施策意欲の向上、自然環境の保全を図るとともに、森林環境譲与税を活用した事業を積極的に展開し、地球温暖化対策の取組を促進する。



## 第二次霧島市総合計画(前期基本計画)総括シート

政策体系	政策No.	2	政策名	くらし(みどりあふれる快適で暮らし続けたいまちづくり)				施策幹事課		
	施策No.	2	施策名	地球にやさしい循環型社会の形成				環境衛生課		
計画期間(2018年度～2022年度)における施策の方針 (総合計画書から引用)								関係課		
4R活動の普及啓発により、ごみの減量化を推進するとともに、不法投棄の防止やごみ処理施設の安定的な運営等により、廃棄物の適正な処理を推進します。 また、市民及び事業者等に、更なる省エネ活動の実践や再生可能エネルギーの利用を促し、低炭素なライフ・ビジネススタイルの定着を目指します。								地域政策課、市民活動推進課、農政畜産課、林務水産課		
施策の方針に対する達成状況(2018～2021)				次期計画への課題						
<p>■霧島市ごみ減量化・資源化基本方針に基づく具体的取組を策定し、出前講座等を活用して継続的に啓発を行うことで、ごみの減量化・資源化に関する意識向上が図られた。</p> <p>■(仮称)霧島市クリーンセンターの整備に向けて、基本構想等を策定し、敷地造成工事や事業者選定等を計画どおり進めた。</p> <p>■出前講座等を通して、地球温暖化対策に関する意識向上が図られた。</p> <p>■霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン等に基づき発電事業者に対し事業計画書の提出を求め適宜、助言等を行ったことで、届出のあった事業計画については、同ガイドラインに即した適切な対応がなされている。また、地熱発電事業者が提出した事業計画について、温泉資源の保護及び適正な利用の観点から、調査検討委員会に諮問を行い、同委員会からの答申等を踏まえ、事業計画の同意を行うなど、環境等と調和した再生可能エネルギーの導入が促進された。</p>				<p>■若者に対するリサイクル意識の向上を図る取組が必要である。</p> <p>■(仮称)霧島市クリーンセンター整備を計画的に進め、住民サービスの向上に努める必要がある。</p> <p>■省エネ活動に対する意識は向上していると考えられるが、地球温暖化対策を推進するには、幅広い市民・事業者を対象に、更なる省エネ活動の実践等を促すとともに、二酸化炭素吸収源となる森林整備を推進する必要がある。</p> <p>■発電事業者に対して、周辺住民への説明責任の履行、周辺環境への配慮や十分な災害対策、適正な管理・運営について助言するなど、適切な発電設備の設置を促していく必要がある。</p>						
成果指標 (意図の達成度を表す指標)		◎目標達成(100%以上)      △目標を未達成(100%未満)								
		単位	目標達成の方向性	区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	達成率 結果
A	日頃からごみを減らすようにしている市民の割合	%	更なる増加を目指します	目標値	80.0	81.2	82.5	83.7	85.0	89.0%
				実績値	-	-	-	-	75.3	△
B	市民一人1日当たりの家庭系ごみの排出量	g/人日	更なる減少を目指します	目標値	630.0	625.0	624.0	622.0	620.0	98.0%
				実績値	629.0	630.9	651.7	636.9	-	△
C	リサイクル率	%	更なる増加を目指します	目標値	20	20	20	21	21	81.0%
				実績値	18	17	18	17	-	△
D	再生可能エネルギー導入容量	kW	更なる増加を目指します	目標値	317,141	353,072	357,530	364,579	392,399	94.0%
				実績値	306,787	323,101	332,979	341,669	-	△
E	市の事務事業に由来する温室効果ガス排出量	t-CO2	更なる減少を目指します	目標値	41,349.0	40,191.0	39,065.0	37,971.0	36,735.0	91.0%
				実績値	44,833.7	42,755.4	42,150.4	41,576.6	-	△
基本事業	4年間の取組内容			4年間の取組成果				次期計画への課題		
①ごみの減量化・資源化	<p>■霧島市ごみ減量化・資源化基本方針に基づき、市民・事業者・市それぞれが実行すべき具体的取組を策定し、出前講座や研修会等の開催を通じて市民に周知を図った。</p> <p>■ごみ処理施設の負担軽減及び経費節減を図るため、電気式生ごみ処理機の購入経費の補助を行った。</p>			<p>■出前講座等を通じて具体的取組の啓発を行うことで、ごみ減量化・資源化に関する意識向上が図られた。</p> <p>■電気式生ごみ処理機の補助申請は年々増加してきた。(2018年度21件、2019年度24件、2020年度29件、2021年度37件)</p>				<p>■ごみ手数料改定を含めた市民の意識改革。</p> <p>■若者に対するリサイクル意識の向上を図る取組。</p>		
②ごみの適正な排出・処理	<p>■ごみの適正排出を推進するため、市の広報誌やホームページ、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」等を活用して、分別排出の促進に関する啓発を行った。</p> <p>■災害発生に備えて、災害廃棄物処理計画を策定した。</p> <p>■敷根清掃センターの老朽化が進んでいるため、2026年3月に供用開始予定の(仮称)霧島市クリーンセンターの整備を進めた。</p>			<p>■ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の普及に努めた結果、2021年度末でダウンロード数が12,122件となった。</p> <p>■災害廃棄物処理計画に基づき、大栄環境株式会社と災害時の廃棄物処理について協定を締結した。</p> <p>■(仮称)霧島市クリーンセンター整備に向けて、基本構想等を策定し、敷地造成工事や事業者選定等を計画どおり進めた。</p>				<p>■短期間で異動する単身世帯等への分別方法の周知徹底。</p> <p>■災害に備えた廃棄物処理のシミュレーションの実施。</p> <p>■(仮称)霧島市クリーンセンター整備を計画的に進め、住民サービスの向上に努める必要がある。</p>		
③地球温暖化対策の推進	<p>■地球温暖化対策に関する出前講座(10回)や環境学習会(8回)を実施した。</p> <p>■霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインの対象となる発電設備について、事業者に対して、環境への配慮、防災対策の徹底等の助言を行った。</p> <p>■間伐や再造林等の森林整備を推進するとともに、森林環境譲与税を活用した事業を展開した。</p>			<p>■出前講座等を通して、地球温暖化対策に関する意識向上が図られた。</p> <p>■届出のあった事業計画については、同ガイドラインに即した適切な対応がなされている。また、地熱発電事業者が提出した事業計画について、温泉資源の保護及び適正な利用の観点から、調査検討委員会に諮問を行い、同委員会からの答申等を踏まえ、事業計画の同意を行うなど、環境等と調和した再生可能エネルギーの導入が促進された。</p> <p>■間伐や森林炭素マイルージ制度により、地球温暖化対策が図られた。</p>				<p>■地球温暖化対策を推進するには、市民・事業者を対象に、更なる省エネ活動の実践等を促す必要がある。</p> <p>■発電事業者に対して、適切な発電設備の設置を促していく必要がある。</p> <p>■二酸化炭素の吸収源となる森林の適切な管理を促進する必要がある。また、効率的に森林環境譲与税を活用する必要がある。</p>		